

佐倉市登園許可証明書（医師記載）

佐倉市役所 こども保育課

認定こども園及び保育施設等は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。学校保健安全法施行規則第19条に準拠し、園児の健康の回復、感染拡大防止の観点から、下記の感染症について登園許可証明書の提出をお願いいたします。

【保護者記載】

施設名	クラス	園児氏名

【医師記載】 該当疾患に○印記入をお願いします

感染症の種類	登園停止期間の基準
麻疹（はしか）	*以下の基準に基づき、医師が判断します。
風しん	解熱した後3日を経過するまで
水痘（みずぼうそう）	発疹が消失するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	すべての発疹が痂皮（かさぶた）になるまで
結核	耳下腺、頸下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
咽頭結膜熱（ブル熱）	感染のおそれがないと認めまるまで
流行性角結膜炎	主症状が消失した後2日を経過するまで
百日咳	結膜炎の症状が消失するまで
腸管出血性大腸菌感染症	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
膿膜炎菌性髓膜炎	感染のおそれがないと認めまるまで
その他の感染症	感染のおそれがないと認めまるまで
（ ）	（ ）

上記の疾患で療養中のところ、現在、症状が軽快し、他児への感染のおそれはなく、集団生活は可能であると判断したので _____ 月 _____ 日から登園できることを証明します。

施設における注意事項 ()

年 月 日

医療機関名

医師名

【担当】佐倉市役所 こども保育課

☎043-484-6415